

## 平成24年定例第4回市議会会議録(第4日)

平成24年12月14日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶 嶋 修 一	議会事務局係長	甲 斐 佳代子
次 長	梶 嶋 久 男	書 記	柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長補佐 兼 財 政 係 長	坂 田 良 二
副 市 長	高 野 道 生	契 約 検 査 課 長	石 橋 慎 二
教 育 長	藤 原 喜 雄	介 護 健 康 課 長	更 原 幸 秀
監 査 委 員	平 井 常 雄	福 祉 事 務 所 長	梅 津 俊 朗
総 務 部 長	吉 開 忠 文	農 林 水 産 課 長	大 津 光 若
市民生活部長	坂 口 祐 二	商 工 観 光 課 長	古 賀 義 教
環 境 経 済 部 長 兼 環 境 衛 生 課 長 兼 企 業 誘 致 推 進 室 長	坂 本 学	上 下 水 道 課 長	坂 梨 一 広
建 設 都 市 部 長	横 尾 健 一	学 校 教 育 課 長 兼 学 校 再 編 推 進 室 長	大 津 一 義
教 育 部 長 兼 教 育 総 務 課 長	江 崎 昌 昭	教 育 部 指 導 室 長	藤 木 文 博
消 防 長	塚 本 哲 嘉	社 会 教 育 課 長	平 木 啓 喜
総 務 課 長	馬 場 洋 輝	企 業 誘 致 推 進 室 企 業 誘 致 係 長	古 田 稔
企 画 財 政 課 長	松 藤 泰 大		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 田中信之君に対する懲罰動議について
- (2) 議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定について
- (3) 議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定  
について
- (4) 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について

- (6) 議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
- (9) 議案第55号 福岡縣市町村災害共済基金組合規約の変更について
- (10) 議案第56号 福岡縣市町村災害共済基金組合の解散について
- (11) 議案第57号 福岡縣市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- (12) 議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- (13) 議案第59号 財産の貸付けについて
- (14) 議案第60号 財産の処分について
- (15) 議案第61号 みやま市道路線の廃止について
- (16) 議案第62号 みやま市道路線の認定について
- (17) 議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (18) 議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (19) 議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (20) 議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (21) 議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (22) 議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (23) 陳情第17号 県指定無形民俗文化財寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設に関する陳情書
- (24) 陳情第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための陳情書
- (25) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 田中信之君に対する懲罰の件
- (2) 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書

---

午前9時32分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

先日の答弁の訂正でございます。議会開会当日の議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についての質疑の折に、瀬口議員さんのほうから解散金425,000千円余りの積立金の運用益の質問がありましたけれども、その後、災害共済基金組合に問い合わせ改めて数値を把握しましたので、答弁を訂正し報告いたします。

市の納付金が217,800千円でございます。運用益が280,440,974円でございます。取り崩し額が72,247千円ございまして、差し引きみやま市への解散金が見込みとして425,000千円余りとなるものでございます。

以上でございます。

日程第1 田中信之君に対する懲罰動議について

○議長（壇 康夫君）

続けて、日程第1. 田中信之君に対する懲罰の動議についてを議題とします。

本件は、12月7日に宮本五市君外2名から、地方自治法第135条第2項及び会議規則第152条第1項の規定により提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定によって、田中信之君の退場を求めます。

〔田中信之君退場〕

○議長（壇 康夫君）

田中信之君に対する懲罰の動議について、事務局長より朗読します。柗嶋事務局長。

○議会事務局長（柗嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

理由を述べます。

たび重なる不適切な発言等により、議会の規律と品位を著しく損なわせたため、田中信之君に懲罰を科せたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第152条第1項の規定によ

り動議を提出いたします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ここで、この動議に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、委員会条例第6条の規定によって、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここで田中信之君の入場を許可します。

〔田中信之君入場〕

○議長（壇 康夫君）

懲罰特別委員会の委員の選任については、みやま市議会委員会条例第7条第1項の規定により議長において、4番荒巻隆伸君、5番瀬口健君、6番川口正宏君、9番梶山忠男君、10番中尾眞智子君、14番坂口孝文君、15番井手敏夫君、16番宮本五市君、以上8名の諸君を指名します。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8名の諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時39分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここでお諮りします。田中信之君に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第1として

直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、田中信之君に対する懲罰の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

**追加日程第1 田中信之君に対する懲罰の件**

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1. 田中信之君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中信之君の退場を求めます。

〔田中信之君退場〕

○議長（壇 康夫君）

ここで本件について委員長の報告を求めます。宮本懲罰特別委員会委員長。

○懲罰特別委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、懲罰特別委員会委員長報告をいたします。

田中信之議員に対する懲罰特別の件について、懲罰特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、本日、委員会室において委員会を開催いたしました。

本件は、本定例会において1番田中信之君がたび重なる不適切な発言を行ったことに対し、12月7日懲罰動議が提出され、当委員会に懲罰の審議を付託されたものでございます。

当委員会では、慎重審議の結果、1番田中信之君の言動は議会の規律と品位を著しく汚すものであり、懲戒処分を科するべきものと認め、地方自治法第135条第1項第3号の規定による1日間の出席停止処分とすることが適当であると賛成多数で決しました。

以上、懲罰特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

8番議員近藤です。懲罰委員の皆さん大変お疲れでございました。今回の田中信之君の発言は非常に不謹慎でそのとおりだろうと思います。ただ、議長の指示に従って発言を撤回されて、さらにまた陳謝をされておりますので、改めて出席停止の必要はないというふうに私は思いますので、委員長報告には反対であります。

○議長（壇 康夫君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、討論なしと認めます。

これより田中信之君に対する懲罰の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、田中信之君に1日間の出席停止の懲罰を科すことです。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、田中信之君に1日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

ここで田中信之君の入場を求めます。

〔田中信之君入場〕

○議長（壇 康夫君）

ただいまの議決に基づいて、これより田中信之君に対し懲罰の宣告を行います。

田中信之君の起立を求めます。

〔田中信之君起立〕

○議長（壇 康夫君）

ここで田中信之君に1日間出席停止の懲罰を科します。田中信之君の退場を求めます。

〔田中信之君退場〕

日程第2 議案第48号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第2．議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定についてを議題とします。17番牛嶋利三君、何でしょう。

○17番（牛嶋利三君）

出席議員の定数はただいま18名になりました。訂正をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

議員数が19名のままになっていますね。はい、済みません、ありがとうございます。

それでは、続けて入っていきます。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、吉開総務部長、松藤企画財政課長、坂田企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年3月末をもって解散いたします福岡県市町村災害共済基金組合の解散金を活用し、災害対策基金を設け、積み立てを行うため、条例を制定するものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第48号についての討論はただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

### 日程第3 議案第49号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、坂本環境経済部長及び関係係長の出席を求めまして、委員会委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものであります。

条例の制定に当たっては、環境省令の資格基準を準用し、国と同様の基準となっております。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第49号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第4 議案第50号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

報告いたします。

議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、坂本環境経済部長及び関係係長の出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、市へ進出する企業に対する優遇措置の拡大を図るため条例を改正するものであります。現在、家屋及び償却資産にかかわる固定資産税に限り3年間の課税免除措置が講

じられておりますが、新たにこれに土地を加え、土地にかかわる固定資産税についても課税免除の対象とするものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第50号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第5 議案第51号

○議長（壇 康夫君）

日程第5. 議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設置促進条例の制定についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

報告をいたします。

議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、坂本環境経済部長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、大規模太陽光発電設備の設置を促進するため、最大出力が50キロワット以上の大規模太陽光発電設備を新しく設置した事業者を対象とし、設備にかかわる固定資産税の課税標準額の6分の1の額を課税免除するものであります。

当委員会では、慎重に審議をしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今、委員長の報告をお聞きいたしますと、賛成多数と、全員一致でなかったということでございますけれども、全員一致にならなかった理由はどういうところだったのでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）

太陽光発電の件の反対という方がいらっしやいまして、これは前項、議案第50号の、先ほど申しましたみやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例、これに拡大したらどうかということでございまして、この大規模太陽光発電設備の促進条例、これを急がなくてもいいんじゃないかと。また、先ほどの議案第50号を拡大することによって、この議案第51号、太陽光発電促進の条例の制定は必要性が今感じられないということで反対の意見があったところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第51号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第6 議案第52号

○議長（壇 康夫君）

日程第6．議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員会委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に横尾建設都市部長及び坂梨上下水道課長、関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法による下水道法の改正に伴い、条例の一部を改正す

るもので、公共下水道の構造や技術上の基準について、また終末処理場の維持管理に関する基準もあわせて、安全面及び衛生面において国と同等に高い水準で遵守すべきものとして国と同様の基準で制定されています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第52号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第7 議案第53号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員会委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に横尾建設都市部長及び坂梨上下水道課長、関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、下水道法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、都市下水路の構造や技術上の基準及びその維持管理に関する基準もあわせて、安全面及び衛生面において国と同等に高い水準で遵守すべきものとして国と同様の基準とされています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第53号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第54号

○議長（壇 康夫君）

日程第8．議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長。

○厚生常任委員会委員長（坂口孝文君）（登壇）

議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に横尾建設都市部長及び坂梨上下水道課長、関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、下水道法の改正に伴い、条例を制定するもので、布設工事監督者を配置する工事については、水質に係る安全性の確保の観点から国の基準どおりとされています。

また、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格については、管理の安全性や適性を期すため高度な知識技術力と経験が必要とされることから、国と同様の基準とされています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第54号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第9 議案第55号

○議長（壇 康夫君）

日程第9. 議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更についてを議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、吉開総務部長、松藤企画財政課長、坂田企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年3月末をもって解散いたします福岡県市町村災害共済基金組合の解散後の平成24年度決算に係る事務等について、組合長の所属する福津市に事務を承継するため規約の改正が必要となり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第55号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第10 議案第56号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、吉開総務部長、松藤企画財政課長、坂田企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、福岡県内の市町村が災害に関する費用に充てるため、互助共済の方式によって積立金に関する事務を共同処理しておりました福岡県市町村災害共済組合が、災害に対する近年の国の財政支援措置の状況などから、平成25年3月31日限りで福岡県市町村災害共済基金組合を解散することが同組合で決定され、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第11 議案第57号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、吉開総務部長、松藤企画財政課長、坂田企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方自治法第289条の規定により、福岡県市町村災害共済組合の財産処分について協議し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。災害共済基金組合の納付金は構成市町村に帰属させ、公営競技収益金均てん化基金については、福岡県自治振興組合に帰属させるものでございます。

この協議により本市の受け取る解散金は、積立額217,800千円、利子280,440千円から、過去の取り崩し額72,247千円を差し引いて、425,993千円となる見込みでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第57号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、委員長報告のとおり原案可決されました。

**日程第12 議案第58号**

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合同規約の変更についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
瀬口産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

御報告いたします。

議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合同規約の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、坂本環境経済部長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

現在、みやま市内にある瀬高葬斎場、これは28年経過でございます、建設以来ですね。それと山川にあります有峰苑、これは32年を経過しております。いずれの火葬場も今申しましたように老朽化が進行し、施設の更新が急務となっております。そういった中で、みやま市と柳川市の全区域を対象とする新しい火葬場の建設に向け協議していくことが検討されております。

本議案は、その建設に関する事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加えることに伴い、規約の改正をするものであります。

当委員会では、慎重に審議をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第58号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合同規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第13 議案第59号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第59号 財産の貸付けについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

8番近藤です。瀬高町時代から長い間塩漬けになっておった土地が今回新たに日の目を見たということで、市長の御尽力を評価いたしたいと思います。

ただ、国のほうでも大きな流れは随意契約から一般競争入札になっているんですね。随意契約することによって天下りの温床になっているということが大きくマスコミで報道されておりますので、もし、今回、随意契約でなかったならば、私はもっとほかの何社も入札に参加をしていただいた方がいらっしゃったのではないかというふうに思いますが、そこら辺は市長どういうふうにお考えですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これは高柳の土地が長い間16年間も塩漬けになっておりましたので、何とかしなければいけないということで、企業誘致も随分といろいろ話でしたが、どうしても鉄塔が、高圧線が通っているということで、なかなか企業が来てくれなかったものですから、最初か

らこれは何とか市の、いわゆる市の経済界でこれを何とかしてほしいと。まだ必ずしも太陽光ということではなかったんですけど、経済界といえば商工会のほうに相談しましたところ、ちょうど時あたかも太陽光発電があちらこちらで日の目を見ると、また政府の考えもそういうことだったものですから、みやま市で会社をつくっていただいて、みやま市の電力会社として育てたいと、そして、将来は子供たちにも自然エネルギーがどういうものであるかということを知らせるためにも単なる入札で、みやま市以外の会社がそれを借りてするというで、地代だけもらってあと何もないということであれば大変なことです。40社ぐらいの皆さんが力を合わせてやると、将来それがまたよくなったら、地代も十分見まして、また値上げもすることもあるかもしれませんが、そういったことでずっと相談してきておったものですから、これは入札に私はなじまないと。今さら相談しよって、いや、入札ですよというのはちょっと人情的にも非常に難しいものですから、そういうことで、みやま市の活性化のためにも私はいいことだと思って、そういったことをやったわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

基本的には今の市長の答弁は私の質問には答えがありません。

私はいろんな経過については一般質問の中でも出ておりましたので、お聞きしておりますけれども、私はそういうもろもろの条件があったにしてみても、やはり今大きな流れは随意契約から競争入札になっているというふうにしておるので、もし、今回の問題を一般競争入札にした場合、幾つかの希望者があったのではないかと私は思いますが、市長はどうお考えですかというふうにお聞きをしました。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

それは一般競争入札にしていらないからわかりませんが、どなたが希望のあったのか。ただ、私は、できればみやま市に本社を置く会社にやりたいと。今までも建設にしる土木にしる、みやま市に本社または支店を置く会社に指名をいたしております。そうすることが地域の経済の発展になるということでございます。そして、これもまた総務省に聞きましたところ、差し支えないと、地元で地域の発展につながるようなことであれば全く問題ないということ

で言われましたので、この高柳の16年間も塩漬けになっておった土地を私はそういうことに随意契約をするには何ら問題ないと、このように考えておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

私は随意契約がいいとか悪いとかということではなくて、16年間も塩漬けになっておったので、みやま市挙げて今回の問題に取り組むという姿勢を見せるためにも、やはり全体的に一般競争入札にすべきではなかったかというふうに私は思っておりますけれども、再度市長の答弁をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これ私は最初から商工会に相談しましたので、これはやっぱり今さら一生懸命お願いしますよと、いや、会社ででき上がってから一般競争入札ですよというのは、とても人間としてできないと思います。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

この件については私も一般質問でいろいろお聞きしましたので、もう尋ねるあれはありませんけれども、地元の理解を得られたかという質問に対して、市長は、代表者の方3名から判をもらいましたということでしたけれども、そのとき後でそれなら私も調べてみますということで申したわけですけれども、市長のほうから判を押した確約書みたいなものを出してあるのは拝見させていただきました。その中で市が責任を持っていろいろな要望とか被害とかあった場合は、市のほうが責任持って対処しますという文書だったんですけれども、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

市と事業者と地元とよく協議して解決をしますという文書だと思いますよ。これは地元の

皆さんがお見えになって、この代表者と今後は交渉してくれとおっしゃったものですから、代表者の3人の方とずっと交渉を続けていました。この3人の方は、もちろんその地区の民意、総意を代表しておられると考えていますので、その方たちと合意に達したということでございますので、もちろん市と事業者と、そして地元が責任を持ってやるということでございます。当然やるからには責任を持ってやらなければいけないと、このように思いますので、何らまた太陽光で問題のあるということはほとんどないと私は確信をいたしております。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今市長が言われたように、ぜひその約束を守って、今後いろいろな問題が起きないように対処していただきたいと思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第59号の討論については、通告が出ております。討論を許可いたします。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

議案第59号について反対の立場で討論いたします。

今期定例会に上程されております瀬高町高柳1052番の1外21筆の当該地は、合併前の瀬高時代に企業誘致のために購入した土地であり、公社から購入したときの価格は1平方メートル当たり4,500円だったと聞いております。不動産取引の賃貸の場合、賃借料は1平方メートルの価格に5%を掛けたものだと聞いております。1平方メートル当たり140円で貸すことになると当該地の価格は1平方メートル当たり2,800円、坪単価は9,200円ということになりますが、これは近隣の近傍価格を基準にして算出すべきであるものと思います。そこから1平方メートル当たりを算出していくものだと思っております。公社からの購入当時の価格

は1平方メートル4,500円で、その5%だとすると225円になります。合併前に買ったときよりも土地の価格は下がっているかもしれませんが、140円ではかなりの安価となっております。やはり1平方メートルの賃借料の算出方法は基準どおりにし、そして、1平方メートルの金額を出すべきではなかったかと思います。

また、16年も塩漬け状態に置かれているため安く貸します、そういうふうには聞こえてまいりません。しかし、16年も塩漬け状態にして置かれていたこの土地も市民の財産であり、やはり公平に市民が潤うように扱わなければならないと思います。

土地の有効利用、雇用の創出を図ると声高らかに答えられておりますけれども、なかなか雇用の創出も難しく土地の有効利用も本当にできたのかなと思いますと、なかなか賛成するわけにはいきません。

また、今回は随意契約でされたということでしたけれども、随意契約で契約をしてまいります金額はかなり低いものでございます。地方自治法施行令の中にも、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは随意契約でもいい、そういうふうな規定も載っております。やはり私は公平に行うのであれば公募すべきだったのではないかと思います、この議案に対しては反対をいたします。

終わります。

#### ○議長（壇 康夫君）

次、14番坂口孝文君、討論を認めます。

#### ○14番（坂口孝文君）

14番坂口です。私は、議案第59号に賛成いたします。

平成11年3月11日の東日本大震災による福島原発事故以来、脱原発化が進み、自然エネルギーの活用による発電を求める傾向にあります。その一つとして、太陽光による発電をみやま市内で行うことは大変意義深いと思うのであります。また、みやまエネルギー開発機構は市民の出資による会社でもあり、その利益は市内に住む市民に還元されるわけであります。しかも、この計画地は敷地の中央に通電地役権が設定され、ほかに活用の方策もない土地であり、平米当たり140円はその土地の性格上、私はとても高いというふうに思います。さっきの賛成討論で賃料の基準を申されましたが、賃料に対する基準というのは明確に、私は業をやっておりますが、賃料に対する基準というのはほとんど確定されていないというのが現状であります。さらに、市へ九百何十万円かの収入増が期待できるわけです。

以上の理由により、私はこの議案第59号に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

ほか、討論ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

私は今回の取り組みは全体的には賛成だというふうに申し上げております。ただ、16年間も塩漬けになっておったなら、さらにやはり市民を挙げてということになれば、随意契約ではなくてこの140円が高いとか安いという前に、この随意契約をしておるので高いんじゃないかなというふうに出るわけですね、安いのではないかと。やはり一般競争入札になっていないというただこの1点で、私は今回の議案については反対をせざるを得ないということがあります。

○議長（壇 康夫君）

ほか討論ございませんか。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

私は今回の議案第59号に対しては賛成いたします。

理由といたしましては、やはりこれ一般質問の中でも市長、質問者に対する答弁の中で、きょうもしかりですね、16年間も旧瀬高町当時から塩漬けになって相当数管理をする上での起因も負担があったわけです。ですから、今回、入札で対応すればどうかというような意見もあっておりますが、これはやはり市長は今までに土木事業にしても建築事業にしてもすべてからく本市に在住する、そうした皆さんに還元する意味からも取り扱いをやってあります。

また、先ほど議案第51号しても、これは太陽光発電設備設置にかかわる促進の条例というように、全会一致で可決いただいております。そのようなことからすれば、本件土地にかかわる貸与、これに関しては賛成するものでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

これで討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第59号 財産の貸付けについては、原案のとおり原案可決されました。

#### 日程第14 議案第60号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第60号 財産の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第60号の討論については、現在通告がっております。通告を認めます。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

私は、議案第60号に賛成いたします。

地域医療の崩壊と高齢化が進む中、新たな高度の医療技術を持った新病院ができることは地域住民にとって安心・安全なまちづくりにとっても大変喜ばしいことだと思います。また、旧高田町庁舎は築45年以上を経過し、耐震構造でもなく、さらに、まいピア内に立派な新庁舎も完成し、高田町としてはこのヨコクラ病院を中心とした新たなまちづくりの拠点として活用できれば高田町の活性化にさらに寄与できるというふうに思っております。

以上の理由により、私は議案第60号に賛成いたします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第60号 財産の処分については、原案のとおり可決されました。

暫時ここで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第15 議案第61号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第15. 議案第61号 みやま市道路線の廃止についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

御報告いたします。

議案第61号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において横尾建設都市部長、梅崎建設課長、及び各係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道を廃止するためのものであります。

対象路線は11路線で、路線番号1086松原中野線ほか2路線は、筑後広域公園の整備に伴い、公園の用地内となることにより廃止するものであります。

路線番号1306、北庄分2号線及び路線番号1313、南庄分北庄分線の一部区間については、道路としての利用実態がないため廃止するもので、また路線番号1307、北庄分3号線は、路線番号1313、南庄分北庄分線の一部区間と統合し、路線の整理を図るため一旦廃止するものであります。

路線番号3011、中町西婦計線ほか2路線は、路線を統合し整理するため一旦廃止するものであります。

路線番号3062、投枝1号線は、道路としての利用実態がないため廃止するものであります。

路線番号4296、前田八丈線は、路線の起終点を見直し、整理するため一旦廃止するものであります。

委員会では慎重に審議をいたしました。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

非常にわかりにくいと思いますが、住民の方には何の被害も与えるものではないので、申し添えます。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第61号の討論については、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第16 議案第62号

##### ○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第62号 みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件については産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

##### ○産業建設常任委員長（瀬口 健君）

報告いたします。

議案第62号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後、委員会室において、横尾建設都市部長、梅崎建設課長、及び各係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

対象路線は9路線で、路線番号1307、南庄分北庄分線は、前議案の議案第61号で廃止した路線番号1307、北庄分3号線と路線番号1313、南庄分北庄分線の一部を整理統合し、新たに認定するものであります。

路線番号1349、北田切目線は、県道八女瀬高線が市へ移管されることに伴い、市道路線として認定をするものであります。

路線番号1350、上北原東水落線は、現在道路としての利用があるが、市道路線認定がされていなかったのが今回認定をするものであります。

路線番号3011、久々原中町線は、矢部川堤防管理道路ではありますが、地域からの要望もあり、議案第61号で廃止した3路線を統合し、新たに市道として認定するものであります。

路線番号4296、前田八丈線は、議案第61号で廃止した路線番号4296、前田八丈線の起終点を整理し新たに認定するものであります。

路線番号5838、山道北十三塚線ほか2路線は、ふるさと農道整備事業により整備した農道ではありますが、今回市道路線として認定するものであります。

路線番号6653、北新開古賀8号線は、都市計画法の規定による開発行爲に伴い、新たに市道路線の認定をするものであります。

いずれの路線も市道認定により地域住民の公共の福祉を増進できるものと考えます。

委員会では慎重に審議をしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

これも住民の方には何ら害を与えるものではありませんので、申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第62号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第62号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第17 議案第63号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

2番野田でございます。もう既に御承知のとおり、このたびの補正予算というやつは当

初予算で計上が見込まれなかったということで所要の経費を計上するというごさいますので、このことについては本当に十分な了知がされるわけごさいます。ただ、予算の実効性を上げていくには、やはり当然ながら市民皆様の御理解と御協力というか、それが不可欠ごさいます。

特に、我々の文教予算の中では公民館の経費があつたわけごさいます、当然、公民館の業務と申しますか、そういったことについては、とりわけ市民との協同で効率的に取り組んでまいるということが当然ながら不可欠なことだろうと考えております。

このように協同のことを考えますと、今、私たちの市で誇るべきあいさつ運動ということにはかり知れない影響をもたらしているのではなからうかと思うわけごさいます。

先般の総務文教委員会におきまして、その他の事項であいさつ運動につきましても議論いただきました。この運動は、もう当然ながら市民皆様の和みと、そして今度、あすへの活力と申しますか、元気をもたらす、さらには今よく叫ばれています市民間のつながりが一層強まるものでごさいます。そして今後とも、聞くところによりますと、この運動はますます広まって力強い展開をされるような状況ごさいます。そういう状況の中で、どうも今のままの対応ではちょっと心配されるころがありはせんかなと、こう思うわけごさいます。

このあいさつ運動を発展的、または広がりを持って、しっかりした継続性を持っていくならば、このままではいささかちょっと心配されるころがありますので、これまでも行政当局から御支援いただいておりますが、もう少し人的な支援を強めていただきたいということと、もう1つ心配なことは、無報酬で献身的に頑張っております室長さんの活動、これについては本当に頭の下がる思いごさいます、室長の対応に対する活動とか研修とかをやはり行政のほうから財政的な支援を御配慮いただければ安心されはせんかなと、こう思うわけごさいます。

○議長（壇 康夫君）

2番議員、済みません、発言の途中ですけど、予算のページ番号を言っただいて質疑を簡潔にお願いします。

○2番（野田 力君）続

もう終わります。そういうことごさいますので、予算の関係とおっしゃったからですね、予算の関係をですね……

○議長（壇 康夫君）

所管の部分は控えていただくようお願いします。

○2番（野田 力君）続

今、説明していますからね。もうわずかでございますからですね。そういったことでございますので、予算のところをちょっと申し上げますようかね。

47ページの公民館の経費のところなんです、類似公民館の建設費補助金という関連から申し上げてもおりますけれども、全般的につながるかなと思っておりますもんですから、そういったことで、あいさつ運動をもう少し行政のほうから御配慮いただきたいということで、市長にちょっとお尋ねをしたいところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの御質問にお答えいたします。非常にあいさつ運動は私たちの誇るべき運動だと、このように思っております。室長さんも非常に苦勞されておりますので、ぜひとも3月議会には何らかの予算をつけたいと、協議をいたしましてつけたいと、私はそう思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

もう所管の部分ですので、所管の部分は省略してください。ほかございますか。はい、2番野田力君。

○2番（野田 力君）

いや、何かこう制限をですね、頭から、話しよる中で議長がプレッシャーかけられましたらね、何かこう戸惑ってしまつて、そんなことあんまり必要最小限に食いとめていただきたいと思ひますね。別にですね、議場を物すごく混乱させたりなんたりしておるならですよ、議長が口を挟んで、ああしなさい、こうしなさいと言われますけれども、私はもう静かにですね、単なる大切なあいさつ運動の話を申し上げておるわけでございますので、何でそんなに口を挟むかなと。ちょっと私は懸念いたします。

市長のほうから前向きな御答弁をいただきまして、ぜひこのあいさつ運動が、本当に日本でございまして、皆さん、議員の皆さんたちも御理解はもう十二分でございますから、よろしくお願ひ申し上げまして終わります。

○議長（壇 康夫君）

ほかございませんか。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

このことは、今、野田議員のほうから、一般会計の補正の部分ですね、これは所管の部分とは言いながら、私も同感の話なんです、委員会の中でもこのことについては議長御承知のとおり、お尋ねした部分、経緯がございます。当然これは補正の中のこういうふうにしていただきたいということですから、御承知おきいただきたいと思っておりますけれども、この問題に関しては今、野田議員のほうから御指摘と言っても過言じゃないと思っておりますけれども、来年の予算編成に当たってこのようなことをお願いしたいというようなことだと思います。

特に、もう皆さん御承知みたいに、このことに対する挨拶の取り組みということは、我々議会で、これは平成21年3月議会ですかね、これは議会発議というようなことで全会一致でこのことを決定いただいて、特にこの本市に限らず、やはりここにみやま市ありと言わんばかりに、啓発運動、特にその展開をやっておるわけですね。したがって、当然私もこのことについては、副会長として市長を初めこのことに取り組む経緯も示させていただいております。

今後も、聞くところによりますと、山門高校ですか、600個か、あいさつ運動のバッジを買い求めがあったというような報告も全協の中であっておりますけれども、特に本市における小・中学校、全体的にあいさつ運動に取り組んでまいるといようなお話もあっております。大変うれしいことですね。でありますから、やはりこれは私ども、ただ絵に描いた餅というような形にならないためにも、強力な推進体制を図っていきたいというふうに思うわけですね。

しかるに、やはり次年度の予算にも、市長ありがたい御答弁いただいたようでございますけれども、ぜひそのような取り組みができるような予算編成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。

○17番（牛嶋利三君）

はい。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今回の補正予算を見まして、超過勤務手当というのが当初予算に比べ各部署で増減がされておるわけですが、当初予算では超過勤務手当1億円以上でしたね。1億円以上。

今、雇用の問題で各地域、非常に神経をとがらせておるわけですが、1億円以上の超過勤務があるということになると、ひどい部署では今回の補正予算では4,000千円超しているところもあるし、二百何十万というところもある。そういうところに季節的な臨時職員とか、1年間通しての臨時職員とか、そういう雇用を因ることによって超過勤務手当が減っていくと、費用対効果ということを十分考えながら、それができるならば、みやま市内の幾人かについてはそれぞれに対応できていくんじゃないかと。そういう姿勢がちょっと欲しいなと思うわけですが。1億何千万というと、若い人が臨時職員で来た場合の1年間では何人分雇われるかということ、即何人雇ったから何千万減りますよというわけにはいきませんですたいね。それは部署によって違いますんで。今申しましたように、2,000千円以上、4,000千円以上というところもございますもんで、そういうところには臨時職員を配置することによって、それは雇用ということにもなりますし、超過勤務手当の削減にもなるということになれば、非常にいい方向に進んでいくんじゃないかなというふうに思っておりますが、当初予算でそういうふうなことを含めて考えていただきたいなというふうに思うわけですが。聞いてよございませうか。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。西原市長。

○市長（西原 親君）

大変有意義な御提言ありがとうございました。ぜひ庁内で検討いたしまして、雇用の拡大にもつながるように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。ほか質疑ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第63号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませうが、討論はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第64号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第64号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第65号

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第65号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

この採決も起立によって行います。議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 議案第66号

○議長（壇 康夫君）

日程第20. 議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第66号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

この採決も起立によって行います。議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 議案第67号

○議長（壇 康夫君）

日程第21. 議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第67号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第22 議案第68号**

○議長（壇 康夫君）

日程第22. 議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第68号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第23 陳情第17号**

○議長（壇 康夫君）

日程第23. 陳情第17号 県指定無形民俗文化財寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設に関する陳情書を議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

陳情第17号 県指定無形民俗文化財寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設に関する陳情書について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、江崎教育部長、平木社会教育課長、坂口社会教育係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この陳情の趣旨としては、現在の能舞台は建設して相当な年月が経過し、損傷が激しく早急に建てかえる必要があります。しかしながら、建設費として5,000千円程度かかり、高田町の南新開、北新開地区の住民のみの限られた財源だけでは対応が厳しく、県の補助も非常に厳しい状況にあるため、県指定無形民俗文化財の寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設にかかる費用の支援を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。陳情第17号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、陳情第17号 県指定無形民俗文化財寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択されました。

#### 日程第24 陳情第21号

##### ○議長（壇 康夫君）

日程第24. 陳情第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための陳情書を議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

##### ○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

陳情第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための陳情書について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、吉開総務部長、松藤企画財政課長、坂田企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この陳情の趣旨としては、急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。地方の安定的な財政運営を実現するため、2013年度政府予算における地方財政の充実、強化を目指す必要があるため、国へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。5番瀬口健君。

##### ○5番（瀬口 健君）

採択ということですが、さきのほうもだったと思うんですけど、これは全会一致ですか、それとも賛成多数ですか。どちらですか。

##### ○議長（壇 康夫君）

中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）

2つとも全会一致でなっております。

○5番（瀬口健君）

はい。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。陳情第21号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第21号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、陳情第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための陳情書は、委員長報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時03分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

ここでお諮りします。発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第6号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第2. 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。椛嶋議会事務局長。

○議会事務局長（椛嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、ただいま事務局長から朗読して説明がありましたとおりでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第6号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第25. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続きまして、議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おき願います。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回みやま市議会定例会を閉会します。

午後0時11分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 井 手 敏 夫

みやま市議会議員 宮 本 五 市